



島根県報

平成31年4月23日（火）

第3,102号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の決定（2件）	（ " ）	3
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定	（ " ）	5
保安林の指定の解除	（ " ）	6
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	6
補助金等交付規則第3条の規定により多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金の交付の対象等を定める告示	（雇 用 政 策 課）	6

【公 告】

島根県統合型GIS開発・運用保守業務の事業予定者を決定するための提案競技の実施	（用 地 対 策 課）	7
---	-------------	---

告 示**島根県告示第293号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

平成31年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市伊野土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所**理事**

西村美佐雄 出雲市地合町755
奥村 文男 出雲市野郷町1501
山崎 文幸 出雲市野郷町1838
原田 昭 出雲市野郷町1895
川瀬 辰夫 出雲市野郷町1115
川瀬 博 出雲市野郷町558
原田 茂 出雲市野郷町393
山崎 敏美 出雲市野郷町291－ 1
原田 康博 出雲市美野町267
秋国 透 出雲市美野町101
原田 幹也 出雲市美野町527
常松 勝廣 出雲市美野町1293
岩成 豊 出雲市美野町1044
岩成 功 出雲市美野町696
堀内 定夫 出雲市小境町1918

監事

常松 士郎 出雲市美野町255
岩成 秀幸 出雲市美野町1041

2 就任年月日

平成31年 3 月11日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

松本 剛美 出雲市地合町474
奥村 文男 出雲市野郷町1501
山崎 文幸 出雲市野郷町1838
兼折 英司 出雲市野郷町1970
川瀬 辰夫 出雲市野郷町1115
山崎 寿浩 出雲市野郷町1227－ 1
原田 茂 出雲市野郷町393
山崎 敏美 出雲市野郷町291－ 1
常松 佳男 出雲市美野町361

池尻 初子 出雲市美野町117
 竹内 満雄 出雲市美野町1164
 常松 勝廣 出雲市美野町1293
 原田 信隆 出雲市美野町1070
 岩成 浩 出雲市美野町884
 堀内 定夫 出雲市小境町1918

監事

常松 士郎 出雲市美野町255
 原田 聡 出雲市野郷町396

島根県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
井頭2号地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
赤松・神出堤地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	益田市役所

島根県告示第296号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
益田市匹見町石谷口747内3

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第297号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年4月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市上府町イ788、イ1906、イ2386-1、イ2387-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上府町イ788（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に

供する。)

島根県告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成31年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町程原972-5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第300号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成31年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大社町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第301号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32条）第3条の規定により、多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成31年 4 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金等の名称
多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金
- 2 交付の目的
県内の中小企業等における魅力ある職場づくりを支援することにより、多様な人材がいきいきと働き続けられる職場環境の整備を促進することを目的とする。
- 3 交付の対象者
次に掲げる要件の全てを満たす県内に事業所を有する事業主
 - (1) 資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主
 - (2) 補助事業を実施する年度（4月1日から翌年3月31日まで。以下同じ。）の前年度から起算して過去3年度間に新

たに従業員（雇用期間の定めのない雇用形態の従業員をいう。以下同じ。）が採用された実績がある場合であって、同期間内に採用3年目までの従業員の離職（定年退職は除く。）があること又は補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間に新たに従業員が採用された実績がない場合であって、当該年度に新たに従業員の採用があること若しくは1年以内に新たに従業員を採用する見込みがあること。

(3) 「しまねいきいき職場宣言」実施要領による宣言を行う事業主

(4) 島根県税の未納がないことその他知事が定める事項を満たす事業主

4 交付の対象となる事業名、対象事業の内容、補助対象経費、交付の率又は額並びに限度額

事業名	対象事業の内容	補助対象経費	交付の率又は額	交付の限度額
人づくり支援 コース	勤務時間内に人材育成計画（キャリアマップ）に基づき計画的に実施される社内研修（以下「人材育成研修」という。）（「しまねいきいき職場宣言」の周知又は魅力ある職場づくりの推進を内容とする意識啓発研修を受講した又は受講予定である従業員が参加する研修に限る。）	外部講師謝金及び旅費、会場借上料並びに教材費	補助対象経費の2分の1	80万円以内 （人づくり支援コース及び就労環境改善コースの合計額）
		研修支援費	次に掲げる額のうちいずれか少ない額 (1) 人材育成研修の参加者1人につき人材育成研修の実施時間の合計に400円を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (2) 5万円に人材育成研修の参加者の総数を乗じて得た額	
就労環境改善 コース	長時間労働の削減又は職場のコミュニケーションの促進を目的として実施する事業（「しまねいきいき職場宣言」の内容に基づいて行う従業員の就労環境の改善に資するものに限る。）	外部コンサルティング費用、従業員満足度等に関する調査費用、働き方改革若しくは業務改善に関する社外研修（県が実施する研修は除く。）の参加費用、消耗品費（購入価格5万円以内のものに限る。）又は印刷製本費	補助対象経費の2分の1	

公 告

島根県統合型GIS開発・運用保守業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成31年 4月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県統合型GIS開発・運用保守業務

(2) 仕様

島根県統合型GIS開発・運用保守業務に係る提案競技要求仕様書（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県統合型G I Sの開発業務

契約の日の翌日から平成31（2019）年12月31日まで

イ 島根県統合型G I Sの運用保守業務

平成32（2020）年1月1日から平成36（2024）年12月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 島根県統合型G I Sの開発費

12,509,040円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度上限額 平成31（2019）年度 625,452円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成32（2020）年度 2,501,808円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成33（2021）年度 2,501,808円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成34（2022）年度 2,501,808円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成35（2023）年度 2,501,808円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成36（2024）年度 1,876,356円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 島根県統合型G I Sの運用保守費

46,734,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度上限額 平成31（2019）年度 2,336,730円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成32（2020）年度 9,346,920円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成33（2021）年度 9,346,920円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成34（2022）年度 9,346,920円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成35（2023）年度 9,346,920円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成36（2024）年度 7,010,190円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 島根県統合型G I Sの開発費及び運用保守費の総額

59,243,640円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 都道府県において、市町村共同利用型の統合型GISを導入した実績があること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の代表者は(1)のケに該当すること。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成31(2019)年4月23日(火)から同年5月10日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、同年5月10日(金)は午後3時までとする。)(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 配布場所

島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎4階) 島根県土木部用地対策課土地審査・計画グループ

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償でDVD-Rを配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

(3) 財務諸表(決算報告書) 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

(4) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借

入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

- (5) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (7) 2の(2)のアに関する協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (8) 担当者届 1部
- (9) 2の(1)のケに係る事項が確認できる書類（契約書の写し及び仕様書の写し） 各1部
- (10) 提案書提出書 1部
- (11) 提案書 5部（正本一部）
- (12) 見積書 5部（正本一部）

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(9)までの書類については、平成31（2019）年5月24日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

イ 4の(10)から(12)までの書類については、平成31（2019）年6月7日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部用地対策課土地審査・計画グループ

電話 0852-22-5077 F A X 0852-22-5690

電子メール yochi@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成31（2019）年5月10日（金）午後3時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成31（2019）年5月17日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成31（2019）年5月31日（金）までに、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県統合型G I S開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、島根県統合型G I S開発・運用保守業務受託者を選定する。

(2) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(3) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会によるヒアリング及び提案競技参加者によるプレゼンテーションを行う。

(4) ヒアリング及びプレゼンテーションの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い、合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出並びにヒアリング及びプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12 問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Development and operational maintenance of a Geographic Information System for the Shimane Prefectural Government, 1 set
- (2) Deadline for submission of vendor qualifications : by 3 : 00 p.m. June 7, 2019
- (3) For further details, please contact : Land Policy Division, Shimane Prefectural Government 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-5077